

水俣市議会会議録

令和元年5月第2回臨時会（5月16日開会）
（5月17日閉会）

水俣市議会

令和元年5月第2回臨時会（5月16日招集）会期日程表

（会期 5月16日から5月17日まで2日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	5月16日	木	午前10時	本会議	開会 議長の選挙 議席の指定 会議録署名議員の指名 会期の決定 副議長の選挙 常任委員の選任 特別委員会の設置 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙 議案上程 提案理由説明 議案質疑 委員会付託 先議分討論、採決
2	17日	金	午前10時	本会議	議会運営委員の選任 委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

令和元年5月第2回水俣市議会臨時会会議録目次

令和元年5月16日（木）　　—— 1日目 ——

出欠席議員	1 - 1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
事務局長の発言	3
○臨時議長の発言	3
開　　会	3
市長のあいさつ	3
開　　議	4
日程第1　仮議席の指定について	4
日程第2　議長の選挙について	4
○岩阪雅文君のあいさつ	5
休憩・開議	6
日程第3　議席の指定について	6
諸般の報告	7
日程第4　会議録署名議員の指名について	7
日程第5　会期の決定について	7
日程第6　副議長の選挙について	7
○牧下恭之君のあいさつ	9
日程第7　常任委員の選任について	9
日程第8　特別委員会の設置について	9
休憩・開議	11
常任委員会及び特別委員会の正副委員長互選結果の報告	11
委員会の閉会中の継続調査について（日程追加）	12
採　　決	12
閉会中の継続調査申出書	12
休憩・開議	13
日程第9　水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙について	13
議案上程	14

日程第10 議第38号	専決処分の報告及び承認について……………	1 - 14
	専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	
日程第11 議第39号	専決処分の報告及び承認について……………	21
	専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定 について	
日程第12 議第40号	専決処分の報告及び承認について……………	22
	専第3号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定につ いて	
日程第13 議第41号	専決処分の報告及び承認について……………	22
	専第4号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第9号）	
	市長の提案理由説明……………	25
	休憩・開議……………	26
	質 疑……………	26
	委員会付託……………	27
日程第14 議第42号	水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	27
	各派代表者会議座長の提案理由説明……………	28
	質 疑……………	28
	討 論……………	28
	採 決……………	28
	散 会……………	29

令和元年5月17日（木） —— 2日目 ——

出欠席議員……………	2 - 1
事務局職員出席者……………	1
説明のため出席した者……………	1
議事日程第2号……………	2
開 議……………	2
諸般の報告……………	2
日程第1 議会運営委員の選任について……………	2
休憩・開議……………	3
議会運営委員会の正副委員長互選結果の報告……………	3

委員会の閉会中の継続調査について（日程追加）	2 - 3
日程第2 議第38号専決処分の報告及び承認から日程第5議第41号専決処分の報告及び承認 まで4件に関する委員会の審査報告	4
○総務産業委員長の報告	4
○厚生文教委員長の報告	6
委員会審査報告書	6
委員長報告に対する質疑	7
討 論	7
採 決	7
日程第6 議第43号 監査委員の選任について	8
市長の提案理由説明	8
質 疑	8
討 論	9
日程第7 議第44号 監査委員の選任について	9
市長の提案理由説明	10
質 疑	10
討 論	10
採 決	10
日程第8 議第45号 固定資産評価員について	11
市長の提案理由説明	11
質 疑	12
討 論	12
採 決	12
閉 会	12

令和元年5月16日

令和元年5月第2回水俣市議会臨時会会議録
(第1号)

令和元年5月第2回水俣市議会臨時会会議録（第1号）

1、令和元年5月16日水俣市長第2回水俣市議会臨時会を招集する。

1、令和元年5月16日午前10時1分水俣市議会議長第2回水俣市議会臨時会の開会を宣告する。

1、令和元年5月17日午前10時48分水俣市議会議長第2回水俣市議会臨時会の閉会を宣告する。

令和元年5月16日（木曜日）

午前10時1分 開会

午後1時41分 閉会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（一期崎 充 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
参 事（上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（岩 下 一 弘 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総務企画部次長（坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	水 道 局 長（岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長（松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（梅 下 俊 克 君）

○議事日程 第1号

令和元年5月16日 午前10時1分開議

第1 仮議席の指定について

第2 議長の選挙について

第3 議席の指定について

第4 会議録署名議員の指名について

第5 会期の決定について

第6 副議長の選挙について

第7 常任委員及び議会運営委員の選任について

第8 特別委員会の設置について

第9 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙について

(付託委員会)

第10 議第38号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について (総務産業)

第11 議第39号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
(総務産業)

第12 議第40号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
(厚生文教)

第13 議第41号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成30年度水俣市一般会計補正予算(第9号) (各委)

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

委員会の閉会中の継続調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
-

午前10時0分

○事務局長（一期崎充君） おはようございます。

議員の皆様、はえある御当選を心からお喜び申し上げます。

今臨時会は、一般選挙後最初の議会でありますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

出席議員中、松本議員が年長の議員でありますので、御紹介申し上げます。

松本議員、よろしく願いいたします。

（臨時議長 松本和幸君議長席に着く）

○臨時議長（松本和幸君） おはようございます。

地方自治法第107条の規定により臨時議長の職務を行います。

よろしく願いいたします。

開会

午前10時1分 開会

○臨時議長（松本和幸君） ただいまから令和元年第2回水俣市議会臨時議会を開会します。

市長のあいさつ

○臨時議長（松本和幸君） 高岡市長から発言を求められております。

この際、発言を許します。

（「議長」と言う者あり）

○臨時議長（松本和幸君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

去る4月21日に執行されました市議会議員選挙において、市民の皆様の信任を受け、めでたく御当選の栄を得られました16名の皆様に対し、心からお喜びを申し上げます。

また、本日は、改選後の初の議会を開催する運びとなりましたことは、誠に御同慶の至りに存じます。

本市は、4月1日に市制施行70周年を迎えました。また、5月1日には新元号「令和」となり、新たな時代が幕を開けました。この歴史の節目を契機として、水俣市のさらなる発展に向け、市議会の皆様方と共に取り組んでまいりたいと考えております。

御承知のとおり、人口減少や少子高齢化、依然として厳しい財政状況など、本市は様々な課題に直面しております。水俣の現状と様々な課題を真摯に向き合い、市民福祉の一層の向上を目指

し、「第6次水俣市総合計画」に定める将来の都市像、「みんなが幸せを感じ 笑顔あふれる 元気なまち」の実現に向け、全身全霊をかけ取り組んでまいります。

市議会の皆様方とも、しっかりと議論をしながら、市民の皆様が本当に幸せを実感できる水俣市となるよう市政運営を進めてまいりたいと考えておりますので、御指導、御鞭撻、そして御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位の今後ますますの御健勝と御活躍を祈念申し上げまして、簡単ではございますが、挨拶にかえさせていただきます。

○臨時議長（松本和幸君） 以上で市長の挨拶を終わりました。

○臨時議長（松本和幸君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 仮議席の指定について

○臨時議長（松本和幸君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

この際、議事の進行上、仮議席は、ただいま御着席の議席を指定します。

日程第2 議長の選挙について

○臨時議長（松本和幸君） 日程第2、議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

（議場閉鎖）

○臨時議長（松本和幸君） ただいまの出席議員数は16人であります。

投票用紙を配付させます。

（投票用紙配付）

○臨時議長（松本和幸君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○臨時議長（松本和幸君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

（投票箱点検）

○臨時議長（松本和幸君） 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

○臨時議長（松本和幸君） 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○臨時議長（松本和幸君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○臨時議長（松本和幸君） 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に岩村議員、小路議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いを願います。

(投票点検)

○臨時議長（松本和幸君） 選挙の結果を御報告します。

投票総数16票

これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

岩阪議員 16票

以上のおりであります。

この選挙の法定得票数は4票であります。

したがって岩阪雅文議員が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました岩阪雅文議員が議長におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により議長当選の告知をします。

岩阪議員、御挨拶をお願いします。

(岩阪雅文君登壇)

○岩阪雅文君 ただいま皆様の御協力により議長に御推挙いただきました岩阪雅文でございます。

よろしくお願い申し上げます。身に余る光栄と感じております。

ただいま、市長が申しあげましたように、水俣市の今後を変える課題というのはまさに正念場に來ているのではないかというふうに感じております。私たち議会としましても、今後市民の負託に応えるべく、より以上の努力をしていかなければならないというふうに思っております。

今回、新しい議員の方が4名、そして女性の方が4名と、また新しい議会の息吹として市民も大いに期待をされているのではないかというふうに思っております。

私たち議会としましても、執行部あるいは市民一体となってこの難局を乗り越えていかなければならないと思います。話し合いを基本にしながら、市民の目線に立った議会運営これに努めていかなければならないと私は感じております。

今後、皆様方の御協力によりまして本議会がスムーズに進行してまいりますように執行部並びに職員の方々のご支援を、より以上いただきまして運営できればこれにこしたことはないと思っております。また、これまでに議長経験者の方が2名議員としていらっしゃいますので、私としても、心強く思っております。

今後、議会運営に対しまして、格段の御協力と御支援を賜りまして、皆様の御協力により水俣市の新しい時代の幕開けとして、ますます発展しますことをお伝え申し上げまして就任の御挨拶にかえさせていただきます。誠にありがとうございました。(拍手)

○臨時議長（松本和幸君） 御協力ありがとうございました。

議長が決まりましたので、議長と交代します。

岩阪議長、議長席にお着きください。

(臨時議長 松本和幸君退席)

(議長 岩阪雅文君議長席に着く)

○議長（岩阪雅文君） それでは、この際しばらく休憩いたします。

午前10時20分 休憩

午前10時55分 開議

○議長（岩阪雅文君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 議席の指定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、議長において指定いたします。

議長、岩阪の議席番号を1番に、田中議員の議席番号を2番に、平岡議員の議席番号を3番に、高岡議員の議席番号を4番に、淵上議員の議席番号を5番に、木戸議員の議席番号を6番に、小路議員の議席番号を7番に、桑原議員の議席番号を8番に、杉迫議員の議席番号を9番に、藤本議員の議席番号を10番に、岩村議員の議席番号を11番に、田口議員の議席番号を12番に、谷口議員の議席番号を13番に、真野議員の議席番号を14番に、牧下議員の議席番号を15番に、松本議員の議席番号を16番に指定します。

したがって各議員は、ただいま指定した議席に御着席をお願いいたします。

(議員各位新議席に着く)

○議長(岩阪雅文君) この際諸般の報告をします。

監査委員から、平成31年2月分一般会計、特別会計等及び公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧を願います。

次に、今臨時会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、堀内総務企画部長、岩下福祉環境部長、城山産業建設部長、坂本総務企画部次長、本田産業建設部次長、永田市長公室長、設楽企画課長、梅下財政課長、小島教育長、前田教育次長、松木総合医療センター事務部次長、岩井水道局長、以上の出席を要求いたしました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程をもって進めます。

以上で報告を終わります。

日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長(岩阪雅文君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において田中議員、松本議員を指名します。

日程第5 会期の決定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第5、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

今臨時会の会期は、本日5月16日から17日の2日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 御異議なしと認めます。

したがって会期は、本日から2日間とすることに決定しました。

日程第6 副議長の選挙について

○議長(岩阪雅文君) 日程第6、副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

(議場閉鎖)

○議長(岩阪雅文君) ただいまの出席議員は、16人であります。

投票用紙を配付させます。

(投票用紙配付)

○議長(岩阪雅文君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

(投票箱点検)

○議長(岩阪雅文君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

点呼を命じます。

(氏名点呼)

(各員投票)

○議長(岩阪雅文君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了します。

議場の閉鎖を解きます。

(議場開鎖)

○議長(岩阪雅文君) 開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に小路貴紀議員及び岩村龍男議員を指名します。

したがって両議員の立ち会いを願います。

(投票点検)

○議長(岩阪雅文君) それでは、選挙の結果を報告します。

投票総数16票

これは先ほどの出席議員に符合しております。

そのうち

有効投票 16票

無効投票 0票

有効投票中

牧下恭之議員 10票

藤本壽子議員 5票

真野頼隆議員 1票

以上であります。

この選挙の法定得票数は、4票であります。

したがって牧下議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました牧下議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により副議長当選を告知します。

牧下議員に御挨拶をお願いします。

(牧下恭之君登壇)

○牧下恭之君 ただいま、副議長に大任を拝しました牧下でございます。どうかよろしくお願ひします。これよりは、岩阪議長をフォローして市政発展のために頑張る決意でございます。各議員の皆様のお協力をよろしくお願ひいたします。(拍手)

日程第7 常任委員の選任について

○議長（岩阪雅文君） それでは、次に、日程第7、常任委員の選任を行います。

常任委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、総務産業常任委員に小路貴紀議員、桑原一知議員、岩村龍男議員、松本和幸議員、杉迫一樹議員、田中睦議員、高岡朱美議員、牧下恭之議員、以上8人を指名いたします。

厚生文教常任委員に木戸理江議員、谷口明弘議員、真野頼隆議員、田口憲雄議員、岩阪雅文、藤本壽子議員、平岡朱議員、淵上茂樹議員、以上8人をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがってただいま指名しました以上の議員をそれぞれの常任委員に選任することに決定しました。

日程第8 特別委員会の設置について

○議長（岩阪雅文君） 次に、日程第8、特別委員会の設置についてを議題とします。

特別委員会の設置について

1. 名称 公害環境対策特別委員会
1. 構成人員 7人
1. 調査期限 令和5年4月30日まで閉会中の継続調査とする

1. 調査内容 水俣病対策並びに環境保全に関する諸問題について
1. 調査費用 議会費既決予算の中から支出する
-
1. 名 称 高速交通対策特別委員会
1. 構成人員 8人
1. 調査期限 令和5年4月30日まで閉会中の継続調査とする
1. 調査内容 南九州西回り自動車道の建設に関する諸問題について
1. 調査費用 議会費既決予算の中から支出する
-
1. 名 称 庁舎建替等対策特別委員会
1. 構成人員 8人
1. 調査期限 令和4年8月末日まで閉会中の継続調査とする
1. 調査内容 新庁舎建設に関する諸問題について
1. 調査費用 議会費既決予算の中から支出する

○議長（岩阪雅文君） お諮りします。

水俣病対策並びに環境保全に関する諸問題の調査を行うため、委員7人で構成する公害環境対策特別委員会、南九州西回り自動車道の建設に関する諸問題の調査を行うため、委員8人で構成する高速交通対策特別委員会、新庁舎建設に関する諸問題の調査を行うため、委員8人で構成する庁舎建替等対策特別委員会を議席に配付のとおり設置したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって公害環境対策特別委員会、高速交通対策特別委員会、庁舎建替等対策特別委員会は、設置することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました各特別委員会の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、公害環境対策特別委員に木戸理江議員、小路貴紀議員、桑原一知議員、松本和幸議員、藤本壽子議員、高岡朱美議員、淵上茂樹議員、以上7人を、高速交通対策特別委員に谷口明弘議員、真野頼隆議員、岩村龍男議員、田口憲雄議員、杉迫一樹議員、田中睦議員、平岡朱議員、牧下恭之議員、以上8人を、庁舎建替等対策特別委員会に小路貴紀議員、桑原一知議員、谷口明弘議員、岩村龍男議員、松本和幸議員、田中睦議員、高岡朱美議員、淵上茂樹議員をそれぞれ指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました7人の議員を公害環境対策特別委員に、次の8人の議員を
高速交通対策特別委員に、次の8人を庁舎建替等対策特別委員会選任することに決定しました。

○議長（岩阪雅文君） この際、各議員にお願いします。

各常任委員会及び特別委員会は、正副委員長互選のため直ちに委員会を御開催願います。

委員会開催のためしばらく休憩します。

午前11時24分 休憩

午後0時13分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会及び特別委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

総務産業常任委員会

委員長 岩村龍男議員

副委員長 小路貴紀議員

厚生文教常任委員会

委員長 谷口明弘議員

副委員長 藤本壽子議員

公害環境対策特別委員会

委員長 桑原一知議員

副委員長 松本和幸議員

高速交通対策特別委員会

委員長 田口憲雄議員

副委員長 田中睦議員

庁舎建替等対策特別委員会

委員長 小路貴紀議員

副委員長 岩村龍男議員

以上のとおりであります。

次に、各常任委員会から、閉会中継続調査申出書の提出がありましたので、議席に配付してお
きました。

お諮りします。

委員会の閉会中の継続調査については、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際日程に
追加し、議題といたします。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることに決定しました。

委員会の閉会中の継続調査について(日程追加)

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

○議長(岩阪雅文君) 委員会の閉会中の継続調査について議題とします。

各常任委員会から、所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。
お諮りします。

各常任委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和元年5月16日

総務産業常任委員長 岩 村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中の継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和元年5月16日

厚生文教常任委員長 谷 口 明 弘

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件名	理由
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

○議長（岩阪雅文君） この際、昼食のため1時30分まで休憩します。

午後0時16分 休憩

午後1時31分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9 水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙について

○議長（岩阪雅文君） 日程第9、水俣芦北広域行政事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって選挙の方法は、指名推選によることと決定しました。

お諮りします。

指名の方法については、議長において指名することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって議長において指名することに決定しました水俣芦北広域行政事務組合議会議員に、岩阪雅文、小路貴紀議員、桑原一知議員、真野頼隆議員、岩村龍男議員、松本和幸議員、藤本壽子議員、高岡朱美議員、以上8人の議員を指名します。

お諮りします。

ただいま議長において指名しました8人の議員を当選と定めることに御異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

従いまして、ただいま指名しました8人の議員が水俣芦北広域行政事務組合議会議員に当選さ

れました。

ただいま当選されました岩阪雅文、小路貴紀議員、桑原一知議員、真野頼隆議員、岩村龍男議員、松本和幸議員、藤本壽子議員、高岡朱美議員が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により告知をします。

○議長（岩阪雅文君） これから提出議案の審議に入ります。

日程第10 議第38号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第11 議第39号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第12 議第40号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第13 議第41号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第10、議第38号専決処分の報告及び承認についてから、日程第13、議第41号専決処分の報告及び承認についてまで、4件を一括して議題とします。

議第38号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月16日提出

水俣市長 高岡利治

専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

専第1号

専 決 処 分 書

水俣市税条例等の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成31年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市税条例等の一部を改正する条例

第1条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項中「においては、法第314条の7第1項」を「には、同項」に、「同項第1号に掲げる寄附

金」を「同条第2項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第2項中「第314条の7第2項」を「第314条の7第11項」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「平成45年度」に、「附則第5条の4の2第6項（同条第9項）」を「附則第5条の4の2第5項（同条第7項）」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第7条の4中「第314条の7第2項第2号」を「第314条の7第11項第2号」に改める。

附則第9条の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に、「第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金」を「第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第3項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第2項及び第3項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第9条の2中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第10条の2第4項中「附則第15条第28項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第5項中「附則第15条第29項第1号」を「附則第15条第30項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第29項第2号」を「附則第15条第30項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第29項第3号」を「附則第15条第30項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第30項第1号」を「附則第15条第31項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第30項第2号」を「附則第15条第31項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第32項第1号イ」を「附則第15条第33項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第32項第1号ロ」を「附則第15条第33項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第32項第1号ハ」を「附則第15条第33項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第32項第1号ニ」を「附則第15条第33項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第32項第1号ホ」を「附則第15条第33項第1号ホ」に改め、同条第15項中「附則第15条第32項第2号イ」を「附則第15条第33項第2号イ」に改め、同条第16項中「附則第15条第32項第2号ロ」を「附則第15条第33項第2号ロ」に改め、同条第17項中「附則第15条第32項第3号イ」を「附則第15条第33項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第32項第3号ロ」を「附則第15条第33項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第32項第3号ハ」を「附則第15条第33項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第21項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第22項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第47項」に改める。

附則第10条の3第12項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項を同条第10項とし、同条第8項第5号中「附則第12条第29項」を「附則第12条第31項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項第4号中「附則第12条第21項」を「附則第12条第23項」に改め、同項第6号中「附則第12条第22項」を「附則第12条第24項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「附則第12条第17項」を「附則第12条第19項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定

(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第3項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第22条第3項中「の各号」を削り、同項第1号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第4項中「仮換地等(」を「特定仮換地等(」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

第2条 水俣市税条例(平成8年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第36条の2中第9項を同条第10項とし、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、扶養親族(控除対象扶養親族を除く。)を有する者若しくは単身児童扶養者

である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によって」を「により」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第9項」を「第10項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 熊本県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 熊本県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る三輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

第15条の2 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる三輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該三輪以上の軽自動車の取得が平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間（附則第15条の6第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第15条の6に次の1項を加える。

3 自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条に次の3項を加える。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円

	5,000円	1,300円
--	--------	--------

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下の項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち三輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成32年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成33年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）

- 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに10分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。
- 第3条 水俣市税条例（平成8年条例第39号）の一部を次のように改正する。
- 第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。
- 附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。
- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回車

両番号指定を受けた場合には平成34年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成35年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(水俣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 水俣市税条例等の一部を改正する条例(平成28年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条の2のうち、水俣市税条例附則第15条の次に5条を加える改正規定(同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「平成31年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第5条 水俣市税条例等の一部を改正する条例(平成30年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第1条のうち、水俣市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定(同条第10項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第12項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項(同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第5号中「3項を」を「8項を」に改める。

附則第2条第4項中「第12項」を「第17項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中水俣市税条例第34条の7の改正規定並びに同条例附則第7条の4、第9条及び第9条の2の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成31年6月1日
- (2) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定 平成31年10月1日
- (3) 第2条中水俣市税条例第36条の2中第9項を第10項とし、第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項の次に1項を加える改正規定並びに第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定 平成32年1月1日
- (4) 第3条中水俣市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定 平成33年1月1日
- (5) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定 平成33年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、第1条の規定による改正後の水俣市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第34条の7並びに附則第7条の4及び第9条の2の規定は、平成32年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成31年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の7第1項及び附則第9条の2の規定の適用については、平成32年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第34条の7第1項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
附則第9条の2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（平成31年6月1日前に支出したものに限る。）
	送付	送付又は水俣市税条例等の一部を改正する条例（平成31年条例第13号）附則第2条第4項の規定によりなお従前の例によることとされる同条例第1条の規定による改正前の水俣市税条例附則第9条第3項の規定による同条第1項に規定する申告特例通知書の送付

- 4 新条例附則第9条第1項から第3項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第2号。以下この項において「改正法」という。）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第1条の規定による改正前の地方税法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の水俣市税条例（次項及び第3項において「32年新条例」という。）第36条の2第7項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以降後に平成32年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に平成31年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 32年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき水俣市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する32年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 32年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する32年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の水俣市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）

の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成31年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の水俣市税条例（以下「31年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 31年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第5号に掲げる規定による改正後の水俣市税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第39号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月16日提出

水俣市長 高岡利治

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

専第2号

専 決 処 分 書

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成31年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「58万円」を「61万円」に改める。

第21条中「58万円」を「61万円」に改め、同条第2号中「27万5千円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

第2条 改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用

し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(専決処分を必要とする理由)

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要することから、専決処分するものである。

議第40号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月16日提出

水俣市長 高岡利治

専第3号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

専第3号

専 決 処 分 書

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分することとする。

平成31年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

水俣市介護保険条例の一部を改正する条例

水俣市介護保険条例（平成12年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「35,100円」を「29,300円」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「29,300円」とあるのは、「48,700円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条の規定は平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(専決処分を必要とする理由)

本案は介護保険法施行令が平成31年3月29日に改正され、平成31年4月1日から施行されることに伴い、条例の施行に急施を要することから、専決処分するものである。

議第41号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和元年5月16日提出

水俣市長 高岡利治

専第4号 平成30年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

専第4号

専 決 処 分 書

平成30年度水俣市の一般会計補正予算(第9号)を、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

平成31年3月31日専決

水俣市長 高岡利治

(専決処分を必要とする理由)

年度末における地方債発行額の確定に伴う起債限度額の変更等のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

(別紙)

平成30年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

平成30年度水俣市の一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ66,576千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16,119,241千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条 債務負担行為の変更は、「第2表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正(第9号)

歳 入

(単位:千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6 地方消費税交付金		465,000	32,000	497,000
	1 地方消費税交付金	465,000	32,000	497,000
7 自動車取得税交付金		17,000	7,000	24,000
	1 自動車取得税交付金	17,000	7,000	24,000
13 国庫支出金		2,140,832	△8,142	2,132,687
	1 国庫負担金	1,778,448	△845	1,777,603
	2 国庫補助金	355,884	△7,300	348,584
14 県支出金		1,341,105	△4,229	1,336,876
	2 県補助金	539,366	△4,229	535,137
17 繰入金		1,102,605	66,704	1,169,309
	1 基金繰入金	1,100,969	66,704	1,167,673
20 市債		2,226,700	△159,906	2,066,794
	1 市債	2,226,700	△159,906	2,066,794

補正されなかった款に係る額	8,892,575		8,892,575
歳入合計	16,185,817	△66,576	16,119,241

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
2 総務費		1,984,161	△5,613	1,978,548
	1 総務管理費	1,644,562	△5,613	1,638,949
3 民生費		5,609,537	0	5,609,537
	1 社会福祉費	3,149,731	0	3,149,731
	2 児童福祉費	1,869,108	0	1,869,108
4 衛生費		2,193,837	△39,168	2,154,669
	1 保健衛生費	359,576	△8,030	351,546
	2 清掃費	930,832	△7,502	923,330
	4 環境対策費	181,787	△736	181,051
	6 上水道費	100,000	△22,900	77,100
5 農林水産業費		486,694	△53	486,641
	2 林業費	104,115	△53	104,062
7 土木費		1,493,779	△14,556	1,479,223
	2 道路橋りょう費	575,302	0	575,302
	6 住宅費	212,040	△14,556	197,484
8 消防費		621,828	△6,731	615,097
	1 消防費	621,828	△6,731	615,097
9 教育費		1,266,200	△455	1,265,745
	1 教育総務費	222,410	△455	221,955
	2 小学校費	167,761	0	167,761
	3 中学校費	132,985	0	132,985
	4 社会教育費	474,644	0	474,644
10 災害復旧費		135,871	0	135,871
	1 農林水産施設災害復旧費	15,100	0	15,100
	2 公共土木施設災害復旧費	100,841	0	100,841
	3 文教施設災害復旧費	14,947	0	14,947
補正されなかった款に係る額		2,393,910		2,393,910
歳出合計		16,185,817	△66,576	16,119,241

第2表 債務負担行為補正

変更

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
基幹システムハードウェアリース料 (総務課)	自平成31年度 至平成35年度	49,686	自平成31年度 至平成35年度	千円 20,465

第3表 地方債補正

変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法

公営住宅建設事業	千円 68,100				千円 60,300			
災害復旧事業	114,500				105,800			
学校教育施設等整備事業	28,900				28,200			
一般単独（一般事業）	104,600				101,000			
自然災害防止事業	104,800				104,700			
地方道路等整備事業	70,500				70,100			
緊急防災・減災事業	27,900				23,600			
過疎対策事業	1,171,200				1,071,500			
臨時財政対策債	400,000				388,294			
水道事業	84,000				61,100			
補正されなかった事業に係る額	52,200				52,200			
計	2,226,700				2,066,794			

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本臨時市議会に提案いたしました議案につきまして、順次提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第38号専決処分の報告及び承認について、専第1号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、個人市民税における寄附金控除の見直し及び非課税措置の拡充、軽自動車税における環境性能割の導入及びグリーン化特例の見直し、法人市民税における法人税割の税率引下げ等であります。

次に、議第39号専決処分の報告及び承認について、専第2号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、国民健康保険税の算定における課税限度額の引上げと、低所得者軽減措置の拡充であります。

次に、議第40号専決処分の報告及び承認について、専第3号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料の賦課に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、低所得者の介護保険料について負担の軽減を行っております。

次に、議第41号専決処分の報告及び承認について、専第4号平成30年度水俣市一般会計補正予算第9号について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ6,657万6,000円を減額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ161億1,924万1,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っております。

その財源としまして、第6款地方消費税交付金、第7款自動車取得税交付金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第20款市債をもって調整いたしております。

このほか、債務負担行為の補正として、基幹システムハードウェアリース料の変更を計上いたしております。

地方債の補正として、過疎対策事業ほか9件の限度額の変更を計上しております。

以上、本臨時市議会に提案いたしました議第38号から議第41号までについて、順次提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

この際、提出議案調査のためしばらく休憩します。

午後1時36分 休憩

午後1時36分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

議第38号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

議第39号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

議第40号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認めます。

議第41号専決処分の報告及び承認について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議案4件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

日程第14 議第42号 水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長(岩阪雅文君) 次に、日程第14、議第42号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議第42号

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。
令和元年5月16日提出

提出者

水俣市議会議員	真野 頼隆
〃	松本 和幸
〃	田中 睦
〃	高岡 朱美
〃	牧下 恭之
〃	渕上 茂樹

(別紙)

水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例

水俣市議会委員会条例(昭和46年条例第38号)の一部を次のように改正する。
第4条第2項中「5人」を「6人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

議会運営委員会の委員の定数を適正に定めるため、本案のように改正しようとするものである。

○議長(岩阪雅文君) 提案理由の説明を求めます。

各派代表者会議座長真野頼隆議員。

(各派代表者会議座長 真野頼隆議員君登壇)

○各派代表者会議座長（真野頼隆君） 議第42号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、議会運営委員会の委員の定数を適正に定めるため、本案のように制定しようとするものであります。

以上、提案理由の御説明を申し上げましたが、全会一致の御賛同をいただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま各派代表者会議座長から提案理由の説明がありました本件について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議題42号水俣市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

○議長（岩阪雅文君） 以上で本日の本会議の日程は全部終了しました。

次の本会議は、翌17日午前10時から開きます。

なお、討論の通告は、このあと行われます委員会終了後までに通告を願います。

本日はこれにて散会します。

午後 1 時41分 散会

令和元年5月17日

令和元年5月第2回水俣市議会臨時会会議録
(第2号)

令和元年5月第2回水俣市議会臨時会会議録（第2号）

令和元年5月17日（金曜日）

午前10時0分 開会

午前10時48分 閉会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 陸 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （一期崎 充 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）
参 事 （上 田 純 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長 （岩 下 一 弘 君）
産業建設部長 （城 山 浩 和 君）	教 育 長 （小 島 泰 治 君）
総務企画部次長 （坂 本 禎 一 君）	産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）
教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）	水 道 局 長 （岩 井 昭 洋 君）
総合医療センター事務部次長 （松 木 幸 蔵 君）	総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）
総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長 （梅 下 俊 克 君）

○議事日程

令和元年5月17日 午前10時開議

第1 議会運営委員の選任について

第2 議第38号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

第3 議第39号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議第40号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第5 議第41号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第9号）

第6 議第43号 監査委員の選任について

第7 議第44号 監査委員の選任について

第8 議第45号 固定資産評価員の選任について

○本日の会議に付した事件

議事日程のほかに

委員会の閉会中の継続調査について

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

午前10時0分 開議

○議長（岩阪雅文君） 前日に引き続き会議を開きます。

日程に先立ちまして諸般の報告をします。

本日市長から人事案件3件の提出がありましたので、議席に配布しておきました。

日程第1 議会運営委員の選任について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、議会運営委員の選任を行います。

議会運営委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、小路貴紀議員、真野頼隆議員、岩村龍男議員、松本和幸議員、藤本壽子議員、高岡朱美議員、以上6人を指名したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました以上の議員を議会運営委員に選任することに決定しました。

○議長(岩阪雅文君) この際、各議員にお願いします。

議会運営委員会は、正副委員長互選のため直ちに委員会を御開催願います。

委員会開催のためしばらく休憩します。

午前10時1分 休憩

午前10時29分 開議

○議長(岩阪雅文君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正副委員長の互選の結果を報告します。

議会運営委員会

委員長 松本和幸議員

副委員長 真野頼隆議員

以上のとおりであります。

次に、議会運営委員会から、閉会中継続調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

お諮りします。

委員会の閉会中の継続調査については、緊急を要しますので、急施事件と認め、この際日程に追加し、議題としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって、委員会の閉会中の継続調査についてを日程に追加し、議題とすることを決定しました。

委員会の閉会中の継続調査について(日程追加)

議会運営委員会

1 議会運営等に関する諸問題の調査について

1 議会の情報公開に関する調査について

○議長(岩阪雅文君) 委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会から、所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

閉 会 中 継 続 調 査 申 出 書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和元年5月17日

議会運営委員長 松本和幸

水俣市議会議長 岩阪雅文様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

日程第2 議第38号 専決処分の報告及び承認について

専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第3 議第39号 専決処分の報告及び承認について

専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第40号 専決処分の報告及び承認について

専第3号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議第41号 専決処分の報告及び承認について

専第4号 平成30年度水俣市一般会計補正予算(第9号)

○議長(岩阪雅文君) 次に、日程第2、議題38号専決処分の報告及び承認についてから、日程第5、議題41号専決処分の報告及び承認についてまでの4件を議題とします。

前日に、各常任委員会に付託しておりました議案4件について、委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配布しておきました。

これから順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩村龍男議員。

(総務産業委員長 岩村龍男君登壇)

○総務産業委員長(岩村龍男君) 皆さん、おはようございます。それでは、ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過

並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第38号水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、市税賦課に急施を要したため専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、個人市民税における寄附金控除の見直し及び非課税措置の拡充、軽自動車税における環境性能割の導入及びグリーン化特例の見直し、法人市民税における法人税割の税率引下げ等であるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、今回の条例改正では個人住民税の非課税措置の拡充措置が行われるとの説明であったが、いわゆる未婚の方については、今までは前年の合計所得金額が125万円以下の場合には対象ではなかったが、今回の改正により、新たに非課税の対象となるということかとただしたのに対し、そのとおりであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定いたしました。

次に、専決処分されました議第39号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、地方税法施行令の改正等に伴い、国民健康保険税の賦課に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、国民健康保険税の算定における課税限度額の引上げと、低所得者軽減措置の拡充であるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

最後に、専決処分されました議第41号平成30年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。

その財源として、第6款地方消費税交付金、第7款自動車取得税交付金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第20款市債をもって調整している。

このほか、債務負担行為の補正として、基幹システムハードウェアリース料の変更を計上している。

また、地方債の補正として、過疎対策事業等の限度額の変更を計上しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定いたしました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、厚生文教委員長谷口明弘議員。

（厚生文教委員長 谷口明弘君登壇）

○厚生文教委員長（谷口明弘君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について委員会での審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第40号水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の改正に伴い、介護保険料の賦課に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、低所得者の介護保険料について負担の軽減を行っているとの説明を受けました。

質疑の中で、負担軽減額についてただしたのに対し、今回の改正により、所得区分の第1段階に該当する方の介護保険料を3万5,100円から2万9,300円に、第2段階に該当する方の介護保険料を5万700円から4万8,700円とするとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第41号平成30年度水俣市一般会計補正予算第9号中付託分について、申し上げます。

本案は、年度末における地方債発行額の確定に伴う限度額の変更等により、予算措置に急施を要したので、専決処分を行ったものである。

補正の内容としては、歳出予算において事業費の確定に伴い予算額の調整を行っている。

その財源として、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第20款市債をもって調整している。

地方債の補正として、過疎対策事業ほか3件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、市内の小中学校のブロック塀の撤去の状況についてただしたのに対し、残りの水俣第二小学校、水俣第二中学校、袋中学校を行っている途中であるとの答弁がありました。

また、児童福祉総務費において、国県支出金、地方債が減額となった理由についてただしたのに対し、認定こども園の施設整備補助金の実績が減額になったことによるものであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく承認すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報

告します。

令和元年5月16日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第38号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 水俣市税条例等の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第39号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第41号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第9号）付託分	承 認	全員賛成

委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和元年5月16日

厚生文教常任委員長 谷 口 明 弘

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第40号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第41号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 平成30年度水俣市一般会計補正予算（第9号）付託分	承 認	全員賛成

○議長（岩阪雅文君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから議第38号専決処分の報告及び承認についてから、議第41号専決処分の報告及び承認についてまで、4件を一括して採決します。

本4件に対する委員長の報告はいずれも承認であります。

本4件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本4件は、いずれも委員長報告のとおり承認することに決定しました。

日程第6 議第43号 監査委員の選任について

○議長（岩阪雅文君） 次に、日程第6、議題43号監査委員の選任についてを議題とします。

議第43号

監査委員の選任について

本市の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和元年5月17日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市袋770番地1

氏 名 坂本 幸則

生年月日 昭和22年3月30日

（提案理由）

本市の監査委員として、本案のとおり選任しようとするものである。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

（「議長」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

（市長 高岡利治君の登壇）

○市長（高岡利治君） 本臨時市議会に追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第43号監査委員の選任について申し上げます。

本案は、本市の監査委員として、福山勲監査委員の後任に、坂本幸則氏を選任いたしたく御提案申し上げますのであります。

同氏は、行政書士として事務所を開業しており、行政手続きに精通し、人格、識見ともに優れ、本市の監査委員としまして誠に適任であると存じます。

以上、本臨時市議会に追加提案をいたしました議第43号について、提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました本件について質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

日程第7 議第44号 監査委員の選任について

○議長(岩阪雅文君) 議第44号監査委員の選任についてを議題とします。

議第44号

監査委員の選任について

本市の監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第196条の規定に基づき、市議会の同意を求めます。

令和元年5月17日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市浦上町1番42号

氏 名 真野 頼隆

生年月日 昭和30年9月13日

(提案理由)

本市の監査委員として、本案のとおり選任しようとするものである。

○議長(岩阪雅文君) 地方自治法第117条の規定により、真野議員の退席を求めます。

(真野頼隆君退場)

○議長(岩阪雅文君) 提案理由の説明を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 高岡市長。

(市長 高岡利治君の登壇)

○市長（高岡利治君） 本臨時市議会に追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第44号監査委員の選任について申し上げます。

本案は、議員のうちから選任する本市の監査委員として、中村幸治監査委員の後任に、真野頼隆議員を選任いたしたく御提案申し上げます。

同氏につきましては、総務産業常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、高速交通対策特別委員会委員長、一般会計決算特別委員会委員長、議長等を歴任され、人格、識見ともに優れ、本市の監査委員といたしましてまことに適任であると存じます。

以上、本臨時市議会に追加提案をいたしました議第44号について提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本件について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

（真野頼隆君入場）

○議長（岩阪雅文君） これから採決します。

議第43号監査委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

(真野頼隆君退場)

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第44号監査委員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

(真野頼隆君入場)

日程第8 議第45号 固定資産評価員の選任について

○議長（岩阪雅文君） 次に、日程第8、議題45号固定資産評価員の選任についてを議題とします。

議第45号

固定資産評価員の選任について

本市の固定資産評価員に次の者を選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求めます。

令和元年5月17日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市南福寺8番13号

氏 名 竹下 浩久

生年月日 昭和35年9月9日

(提案理由)

職員の人事異動に伴い、新たに固定資産評価員として、本案のように選任しようとするものである。

○議長（岩阪雅文君） 提案理由の説明を求めます。

(「議長」と言う者あり)

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

(市長 高岡利治君の登壇)

○市長（高岡利治君） 本臨時市議会に追加提案をいたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

議第45号固定資産評価員の選任について申し上げます。

本案は、本年4月1日に実施いたしました市職員の人事異動に伴い、固定資産評価員である税務課長が交代いたしましたので、新税務課長の竹下浩久君を任命しようとするものであります。

以上、本臨時市議会に追加提案をいたしました議第45号について、提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま市長から提案理由の説明がありました議案について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました議案は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本議案は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本議案について討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議題45号固定資産評価員の選任についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

○議長（岩阪雅文君） 以上で今期臨時会の全日程を終了しました。

これで令和元年第2回水俣市議会臨時会を閉会します。

午前10時48分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 臨時議長 松 本 和 幸

議 長 岩 阪 雅 文

署名議員 田 中 睦

署名議員 松 本 和 幸

令和元年5月第2回水俣市議会臨時会（5月16日～5月17日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第38号	専決処分の報告及び承認について 専第1号 水俣市税条例等の一部を改正 する条例の制定について	5月16日	総務産業	5月17日 承認	
議第39号	専決処分の報告及び承認について 専第2号 水俣市国民健康保険税条例の 一部を改正する条例の制定に ついて	5月16日	総務産業	5月17日 承認	
議第40号	専決処分の報告及び承認について 専第3号 水俣市介護保険条例の一部を 改正する条例の制定について	5月16日	厚生文教	5月17日 承認	
議第41号	専決処分の報告及び承認について 専第4号 平成30年度水俣市一般会計補 正予算（第9号）	5月16日	各 委	5月17日 承認	
議第42号	水俣市議会委員会条例の一部を改正する条 例の改正について	5月16日	省 略	5月16日 原案可決	
議第43号	監査委員の選任について	5月17日	省 略	5月17日 同意	
議第44号	監査委員の選任について	5月17日	省 略	5月17日 同意	
議第45号	固定資産評価員の選任について	5月17日	省 略	5月17日 同意	

〔選挙〕

件 名	選挙月日	当 選 人	備 考
議長選挙について	5月16日	岩 阪 雅 文	投票
副議長選挙について	5月16日	牧 下 恭 之	投票
水俣芦北広域行政事務組合議 会議員選挙について	5月16日	岩阪雅文・高岡朱美・小路貴紀・桑原一知 藤本壽子・岩村龍男・真野頼隆・松本和幸	指名推選

〔選任〕

件 名	選任月日	氏 名
常任委員の選任について	5月16日	(参考資料参照)
議会運営委員の選任について	5月17日	(参考資料参照)
公害環境対策特別委員の選任について	5月16日	(参考資料参照)
高速交通対策特別委員の選任について	5月16日	(参考資料参照)
庁舎建替等対策特別委員の選任について	5月16日	(参考資料参照)

〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告2号	予算の繰越しの報告について	5月16日

〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	5月16日	総務産業	5月16日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	5月16日	厚生文教	5月16日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	5月17日	議会運営	5月17日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

(参考)

水俣市議会構成一覽表

議 長	岩 阪 雅 文	令和元年5月16日当選
副 議 長	牧 下 恭 之	令和元年5月16日当選
監 査 委 員	真 野 頼 隆	令和元年5月17日同意

常任委員会

(令和元年5月16日選任)

委員会名	正副委員長	委 員			担当書記
総務産業 定数8人	(正) 岩村 龍男	田中 睦	桑原 一知	牧下 恭之	前垣 関
	(副) 小路 貴紀	高岡 朱美	杉迫 一樹	松本 和幸	
厚生文教 定数8人	(正) 谷口 明弘	岩阪 雅文	渕上 茂樹	田口 憲雄	上田 中村
	(副) 藤本 壽子	平岡 朱	木戸 理江	真野 頼隆	

議会運営委員会 (定数6人)

(令和元年5月17日選任)

正副委員長	委 員			担当書記
(正) 松本 和幸	高岡 朱美	藤本 壽子		中村 関
(副) 真野 頼隆	小路 貴紀	岩村 龍男		

特別委員会

(令和元年5月16日設置・選任)

委員会名	正副委員長	委 員			担当書記
公害環境対策 定数7人	(正) 桑原 一知	高岡 朱美	木戸 理江	藤本 壽子	上田 中村
	(副) 松本 和幸	渕上 茂樹	小路 貴紀		
高速交通対策 定数8人	(正) 田口 憲雄	平岡 朱	岩村 龍男	真野 頼隆	前垣 関
	(副) 田中 睦	杉迫 一樹	谷口 明弘	牧下 恭之	
庁舎建替等対策 定数8人	(正) 小路 貴紀	田中 睦	渕上 茂樹	谷口 明弘	関 中村
	(副) 岩村 龍男	高岡 朱美	桑原 一知	松本 和幸	